

「山形県置賜・上山インバウンド観光PR映像」制作業務委託仕様書

1 委託業務の名称

「山形県置賜・上山インバウンド観光PR映像」制作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から平成28年3月30日（水）まで

3 委託業務の目的

山形県置賜・上山地域の魅力を国内外に広くPRするための多言語による観光宣伝用映像を制作し、ホームページ上で公開するほか、国内外の観光プロモーション活動等に活用し、国内・海外からの観光誘客促進を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

観光プロモーションビデオの企画及び制作に関する全ての業務一式（シナリオ作成、レイアウト、撮影・素材収集等）

5 規格等

企画提案競争での企画提案書を基本とするが、やまがた花回廊キャンペーン実行委員会事務局（以下「委員会」という。）との打合せのうえで、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。

(1) 基本的事項

- ① 本映像における主たるターゲットは、台湾からの外国人観光客とするが、併せてASEAN向けも意識したものとすること。
- ② 取り上げる観光資源等に地域的な偏りがないこと。
- ③ 魅力的な映像（写真を含む）を多く使用すること。
- ④ 使用する映像（写真を含む）の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(2) 制作物

制作物	・ダイジェスト版動画 約1分程度×1編（各言語別 計4バージョン） ・本編動画 約3分程度×1編（各言語別 計4バージョン）
言語	日本語・英語・中国語（繁体字・簡体字）

- ① 制作する映像は、ダイジェスト版及び本編の、合計2種類とし、言語を問わず共通のものとする。
- ② 使用するテロップ及びナレーションについては、言語別のものとするが、中国語にかかるナレーションについては、標準的な中国語である「普通語」とする。（テロップのみ、繁体字及び簡体字、それぞれ制作するものとする。）

(3) 構成

(i) ダイジェスト版動画

- ① 下記(ii)の本編動画の導入部となるよう、当地域の魅力を表現し、「行ってみたい」と思わせるよう、イメージ映像とする。（本編動画の単なる圧縮版ではないことに留意）

② 山形県置賜・上山地域への交通アクセスについて、CG等を効果的に活用して紹介すること。

(ii) 本編動画

① 山形県置賜・上山地域の豊富な観光資源等（置賜さくら回廊から始まる四季折々の花々、紅葉・雪などの自然）、郷土料理、酒・ワインなどの食、伝統工芸、社寺仏閣などの歴史、まち歩き、体験観光などを通して、当地域の魅力を表現し、ストーリー性をもった展開で外国人向けに「行ってみたい」と思わせる映像を制作する。

<構成イメージ>

- ・山形県置賜・上山地域の観光スポットをストーリー仕立てで構成。
- ・下記の構成イメージを参考に、各シーンについては、観光資源を網羅的に露出するのではなく、それぞれのテーマにおいて象徴となるものに絞ってメリハリをつけて紹介する。その上で、総体として、地域バランスに留意し、当地域（置賜3市5町及び上山市）の全ての市町を露出する。
- ・なお、具体的なシナリオは、委託業者決定後、個別に協議するものとするが、例えば、「(山形新幹線の) トンネルを抜けるとまだ残っている日本」的な要素を紹介することや、置賜在住の外国人を登場させて、自分の住む故郷を紹介してもらうなど、外国人又はそれに近い視点に立ったシナリオとするなどの独自の工夫を提案すること。これらを踏まえた上で、御社ならではの付加価値（例：ドローンによる空撮など）を付けたコンテンツ提案を願いたい。

(例)

シーン	内容(例)	時間
シーン①	「花」(置賜さくら回廊、やまがた花回廊など)	約 180 秒 ±15 秒
シーン②	「自然」(紅葉、雪など)	
シーン③	「食文化」(伝統料理など)	
シーン④	「歴史、伝統文化、工芸品、祭り」	
シーン⑤	「まちなか歩き、体験メニュー、自然体験」	
シーン⑥	「温泉」	

② 山形県置賜・上山地域への観光誘致を思い浮かばせる映像タイトルをつけること。

例：「もうひとつの置賜・上山を訪ねて」など

③ テーマを魅力的に伝えるBGMに合わせた編集を行い、映像の魅力を高めるものとする。

④ ナレーターを起用し音声解説を適切に採用すること。ナレーション及びテーマを魅力的に表現するキャッチコピーや観光スポットの説明テロップを各言語別に作成する。

⑤ 必要に応じて映像効果処理を行うこと。※偽りや、現物とかけ離れた演出は不可

(4) 使用する映像、画像の調達等

① ロケによる撮影

新規に現場撮影を行う。

② 資料映像の借受け

当実行委員会が所有権を持つ静止画を借り受ける。（事前協議が必要）

③ 映像素材の作成

CG、アニメーションなどを作成する。

(5) 制作要件

① 動画で構成されること（画像の使用も部分的に可）。

② 画面縦横比は16：9とする。

③ Y o u T u b e で再生可能な動画形式 (M P E G 4 及びW M V) とする。

④ 映像の解像度はフルハイビジョンとする。

(6) その他

本業務は、美しい映像と趣向を凝らした演出でインパクトのある「プロモーション動画」の制作が主目的であるため、上記規格の不備により目的を達成できない場合は、撮影・編集のやり直しを指示する場合がありますので留意すること。

6 活用シーン

- (1) 国内外における観光セミナーや観光展、旅行エージェント・マスメディア向け商談会やイベント、行事、M I C E の場での放映
- (2) 個人観光客向けに、ホームページ、SNS、及びY o u T u b e などの動画サイト上等での公開
※委員会で使用するほか、関係機関へは主にマザーDVD を、その都度貸し出す方式で利用する。

7 著作権

- (1) 納品された映像及び画像の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）は委員会に帰属する。また、成果品は、委員会が作成する各種情報提供媒体をはじめ、山形県及び当地域の自治体及び観光関係団体等が実施する観光プロモーション、M I C E、行事イベント、旅行会社への販促等に随時使用、複製及び二次利用ができるものとする。
- (2) 成果品に関する全ての著作権は、委員会に帰属するものとする。また、委員会による二次使用については、無償とする。
- (3) 本件業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係を済ませたうえで納入すること。また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、委員会は責任を負わない。
- (4) また、本件業務の実施においてタレント、キャラクター及び音楽等を起用する場合は、著作権の処理に留意すること。また、後年度以降（平成28年度以降）経費が発生する場合、委員会は負担しないものとする。

8 成果品

U S B 媒体及びDVDに格納したマスターデータ、並びにDVDメディア50枚とする。

(U S B には、フルハイビジョン映像を格納するものとするが、DVDに格納する映像の解像度については、特に制限しない。)

9 成果品の納入場所及び納入期限

- (1) 納品前に、最低1回委員会事務局職員の同席のもとプレビューを行うこと。
- (2) 委員会に、平成28年3月30日（水）までに納入すること。

10 その他

- (1) 委員会と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 契約金額には、本委託業務遂行に係る全ての経費を含むものとする。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。